

第22期第24回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年12月4日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第24回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)12月4日(月)
14時00分～15時30分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、澤口委員、
田中委員、富樫委員、傳委員、煤孫委員
(10名)
- 4 事務局 事務局長 濱谷 仁
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 菅原 範彰
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 定置漁業の免許申請について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について
(答申)
議案第3号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配
分案等について(答申)

7 議事の顛末

濱谷事務局長

それでは只今から、第22期第24回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶 申し上げます。

皆様方におかれましては、年末をひかえ、何かとご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の職員などのご臨席を賜り、御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、「定置漁業の免許申請について」など審議事項3件となっています。

皆様方には、審議の程よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶といたします。

濱谷事務局長

本日の来賓の紹介につきましては、時間の都合で省略いたします。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中10名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。野呂委員、田中委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「定置漁業の免許申請について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

それでは、右上に「議案第1号」と記載された資料をご覧ください。

11月21日付けの北海道知事から当委員会に対し諮問された文書となります。

内容については、胆振海区漁場計画のうち、定置漁業権に対する免許申請に係るものです。

1枚めくっていただき、横表の資料をご覧ください。

上段が漁場番号となっており、申請者の住所氏名、申請態様、添付書類の状況、中段から下のところでは、北海道における審査状況が記載されております。

順番に説明いたします。

鵜さけ定第1号の申請者は、勇払郡むかわ町汐見751番地の鵜川漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

鵜さけ定第2号の申請者は、勇払郡むかわ町汐見751番地の鵜川漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

鵜さけ定第3号の申請者は、勇払郡むかわ町汐見751番地の鵜川漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

苫小さけ定第1号の申請者は、苫小牧市汐見町一丁目1番13号の苫小牧鮭定置合同株式会社ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

苫小さけ定第2号の申請者は、苫小牧市汐見町一丁目1番13号の苫小牧鮭定置合同株式会社ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

苫小さけ定第3号の申請者は、苫小牧市汐見町一丁目1番13号の苫小牧鮭定置合同株式会社ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

苫小さけ定第4号の申請者は、苫小牧市汐見町一丁目1番13号の苫小牧鮭定置合同株式会社ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

苫小さけ定第5号の申請者は、苫小牧市汐見町一丁目1番13号の苫小牧鮭定置合同株式会社ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第1号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第2号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第3号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第4号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第5号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第6号の申請者は、白老郡白老町字石山17番地59の中村睦夫ほか7名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第7号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央漁業協同組合ほか55名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ定第8号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央漁業協同組合ほか55名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

登さけ定第1号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央漁業協同組合ほか49名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

登さけ定第2号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央漁業協同組合ほか49名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

室さけ定第1号の申請者は、室蘭市舟見町一丁目130番地21の室蘭漁業協同組合、単独

申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第1号の申請者は、伊達市南稀府町263番地45の藤本明弘ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第2号の申請者は、伊達市北黄金町11番地2の岩田和義ほか5名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第3号の申請者は、伊達市西浜町69番地1の佐藤三男ほか3名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第4号の申請者は、伊達市網代町39番地6の木村久志ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第5号の申請者は、伊達市末広町100番地9の大澤一則ほか3名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第6号の申請者は、伊達市西浜町81番地1の(株)マルサク伊藤水産ほか4名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第7号の申請者は、伊達市西浜町107番地110の(株)ANYUほか4名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ定第8号の申請者は、虻田郡洞爺湖町入江300番地のいぶり噴火湾漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

洞さけ定第1号の申請者は、虻田郡洞爺湖町入江300番地のいぶり噴火湾漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第1号の申請者は、虻田郡豊浦町字海岸町1番74の坂本隆文ほか2名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第2号の申請者は、虻田郡洞爺湖町入江300番地のいぶり噴火湾漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第3号の申請者は、虻田郡豊浦町字高岡40番地の奥本安春、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第4号の申請者は、虻田郡豊浦町字浜町17番地26の秋山勝彦、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第5号の申請者は、虻田郡豊浦町字大岸98番地17の土取場暢、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第6号の申請者は、虻田郡洞爺湖町入江300番地のいぶり噴火湾漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第7号の申請者は、虻田郡豊浦町字礼文華106番地の幣由美夫、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ定第8号の申請者は、虻田郡豊浦町字礼文華131番地2の幣輝明ほか1名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

白老さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央漁業協同組合ほか55名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

登さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、登別市登別港町一丁目28番地のいぶり中央

漁業協同組合ほか49名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

室さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、室蘭市舟見町一丁目130番地21の室蘭漁業協同組合、単独申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

伊さけ・ます・いわし定第1号の申請者は、伊達市北黄金町16番地22の岩田廣美ほか5名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ・いわし定第1号の申請者は、虻田郡豊浦町礼文華96番地の濱野久雄ほか2名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

続いて、

豊浦さけ・いわし定第2号の申請者は、虻田郡豊浦町字礼文華156番地の藤村建一ほか3名、共同申請となります。

添付書類の状況はご覧のとおりで、北海道における審査状況は、漁業法第72条第1項の適格性を有し、同法第71条第1項1号から4号までの各号には該当しないとされております。

以上となります。各申請者毎にご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。

漁場番号毎の申請者の審議を行いますが、漁業権の免許申請に係る審議については、漁業法第146条の規定により、海区漁業調整員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事件については議事に参与することが出来ないこととされております。同規定の但し書きにて委員会の承認があった場合には、決定に加わる事は出来ませんが、参考人として出席し委員外の立場として当該議事を傍聴することが認められております。

関係委員については、該当する審議の際には委員外という立場でその場で傍聴して頂くこととしたいと思いますが、異議ありませんか。

委員

異議なし。

岩田会長

それでは、関係委員についてはその場で傍聴頂くとします。

さっそく、漁場番号毎に申請者の審議を行って参ります。

鵜さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて鵜さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて鵜さけ定第3号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて苦小さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて苦小さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72

条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて苫小さけ定第3号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて苫小さけ定第4号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて苫小さけ定第5号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第3号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第4号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第5号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第6号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第7号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ定第8号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて登さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて登さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて室さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第3号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第4号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

<委員>

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第5号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

<委員>

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第6号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第7号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ定第8号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて洞さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第3号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第4号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第5号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第6号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第7号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ定第8号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて白老さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて登さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて室さけ・ます・まぐろ定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて伊さけ・ます・いわし定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ・いわし定第1号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

続いて豊浦さけ・いわし定第2号の申請者は、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第1項の免許の適格性を有しない者に該当しないとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

以上で全ての申請者に対する審議が終了しました。

全ての申請者に対し、免許をしない場合及び面代の適格性を有しない者に該当しないとして知事に答申することとしてよろしいか。

委員

異議なし。

岩田会長

それではそのように答申します。

次に、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に議案第2号と記載の資料をご覧ください。

「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」の諮問となります。

今回は、【すけとうだら固定式刺し網漁業(道南太平洋海域)日高海域分】と【小型さけ・ますはえ縄漁業(太平洋海域)】、【かれい固定式刺し網漁業(苫小牧港湾区域内)】の3本となります。

まず、【すけとうだら固定式刺し網漁業(道南太平洋海域)日高海域分】ですが、3年更新の許可で、日高、胆振、渡島で同一資源を対象とした知事許可漁業ということで、最も更新タイミングの早い日高海域分のみが今回の内容となっております。

当海域分と渡島海域分とは半年程遅れて同じように諮問が来るかと思えます。

2枚目をご覧ください。

操業区域毎、総トン数毎に許可すべき隻数が定められており、詳細は省略しますが、前回と比較して許可隻数に若干変更がありますが単純廃業による減となっております。そのほかの内容については、前回と変更ありません。

続いて、1年許可の【小型さけ・ます延縄漁業(太平洋海域)】についてですが、操業区域が北海道沖合太平洋海域となっていることから、当海区にも諮問があったものであり、漁業時期は4月15日から7月7日まで、隻数は10隻、昨年は13隻で3隻廃業、船舶の総トン数は5トン未満、現有許可受有者は10トン未満、漁業を営む者の資格は、十勝、釧路、根室管内に住所を有する者となります。隻数以外の変更点はありません。

最後に、これも1年許可の【かれい固定式刺し網漁業(苫小牧港湾区域内)】についてですが、振興局処分の許可となりますので、振興局から説明します。

春日漁業管理係長

知事許可漁業の更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条

第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求める内容となっております。

対象漁業は苫小牧港港湾区域内海域におけるかれい固定式刺し網漁業になりますが、本漁業については1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、昨年も諮問して特に問題ない旨答申されております。

1枚めくっていただきまして、告示案でございます。

漁業種類は「かれい固定式刺し網漁業（苫小牧港港湾区域内海域）」、操業区域は、苫小牧港港湾区域内の海域、漁業時期は4月1日から翌年3月31日まで、許可または起業の認可をすべき船舶等の数は47隻以内で、廃業に伴い昨年と比べて廃業に伴い1隻減となっております。船舶の総トン数は10トン未満、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有し、かつ、港湾管理組合の同意を有するもの、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から令和7年3月1日までとなっております。

許可の有効期間は令和6年度内、起業の認可の有効期間は6ヶ月以内、この公告に係る申請書の提出先は胆振総合振興局水産課です。その他、備考欄に許可に付す条件を記載しております。

これ以降の資料は、かれい固定式刺し網漁業の許可等に関する制限措置等の取り扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

意見が無ければ、議案第2号については原案どおり知事に答申してよろしいでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定いたします。

次に、議案第3号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に議案第3号と記載の資料をご覧ください。

「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」です。1枚目は、知事からの諮問文となります。

諮問の内容ですが、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年1月から12月までの管理期間となるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種です。

また、令和6管理年度における追加配分等があった際の漁獲可能量変更に係る扱いについて意見を求められております。

まず、令和6管理年度のTAC及びその配分についてご説明いたします。

2枚目が今回知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案です。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

3枚目の右上に資料1-1と記載のものですが、「令和6年のTACについて」をご覧ください。これは、11月2日に開催された国の水産政策審議会を経た、北海道に対する漁獲可能量の当初配分数量の概要となります。

まず、さんまですが、令和5年3月のNPFC年次会合において、漁獲可能量が決められておりますが、令和6年の総漁獲可能量は11万8千131トンとなっており、10%を国の留保分として差し引いた、10万800トンを大臣管理、北海道に対しては4,800トンが配分されています。

中段のまあじですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量60,000トンに対し、2022年の親魚量は26,000トンと目標管理基準値を下回っている状況。

対馬暖流系群はMSYを達成する親魚量254,000トンに対し、2022年の親魚量288,000トンと目標管理基準値を上回っている状況となっており、合計した漁獲可能量は166,800トン、うち大臣管理が59,100トン、北海道には昨年同様、現行水準とされています。

下段のまいわし太平洋系群は、MSYを達成する親魚量118万7千トンに対し、2022年の親魚量は240万5千トンと目標管理基準値を上回っている状況です。

漁獲可能量としては、97万1千トン、うち大臣管理分が636,200トン、北海道には32,800トンとされています。

次のページをご覧ください。

魚種毎の知事管理分の配分となりますが、まず、さんまについては道全体の4,800トンは、全さんま枠としてオホーツク海海域で操業するための採捕枠、1,600トンが含まれており、これは「さんま漁業」に配分することとします。

残りの3,200トンを直近3カ年の平均採捕数量の比率をかけた数量もさんま漁業に配分するとし、さんま漁業合計として4,700トン、残り100トンをその他漁業に配分しております。

次にまあじについては、国から現行水準が配分されていますので、そのまま現行水準

として配分。

まいわし太平洋系群については、道に配分された32,800トンのうち、火光を利用する敷網試験操業分として25,000トン、その他漁業として現行水準を配分となっています。

右上に資料1－5とかかれた資料は、前年との比較となります。

さんまは全体の数量は前年の最終配分量と同量。北海道さんま漁業分が100トンの増。

まあじは変更なし、まいわし太平洋系群は5,800トンの減。敷網試験操業分として2,000トンが減となっています。

次のページ以降は資源評価結果の資料となりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などがありましたらお伺いいたします。

委員

なし、ありませんの声。

岩田会長

それでは、議案第3号については原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声

岩田会長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。ほかに皆さんの方から何かございませんか。

委員

なし、ありませんの声

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) / 2月 4日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 野呂 光彦

議事録署名委員 田中 一人